

## 第32回年次総会への報告と提案

昨年7月7日に核兵器禁止条約が国連において採択され、現在50余ヶ国が調印をし、今年中には発効（50ヶ国以上の批准がなされて90日後）が見込まれています。また核兵器禁止条約採択に大きな力を発揮したICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)がノーベル平和賞を受賞しました。核兵器固執勢力が現に存在するなか、国際的世論や、国際的な市民の運動が核兵器禁止・廃絶への大きな力となることが、明確に示されたといえます。

今年は核兵器禁止条約の発効の年。引き続き非核・平和運動の真価が問われています。

この総会は核兵器廃絶に向けた世界と日本の流れを明らかにし、非核大阪の会の活動方針をきめるために行われます。

### 第一 非核・平和をめぐる情勢と私たちの役割

#### 1、核兵器禁止条約が採択。調印そして年内に発効へ

##### ① 核兵器禁止条約採択の経緯

2016年10月。国連総会第1委員会において、多国間の核武装撤廃交渉を翌年から開始する決議案が賛成123反対38棄権16で可決され（日本政府は反対）、2017年に核兵器禁止条約についての交渉会議が行われることとなりました。交渉会議は3月と7月に行われ、7月7日に122の国と地域の賛成で採択されました。

本条約は、50の国または地域の調印と批准がなされた後、90日後に発効となります。昨年末現在で56ヶ国が署名しており、2018年中の発効が期待されています。

##### ② 核兵器禁止条約の内容と意義

本条約は第1条において、核兵器に関する禁止事項が具体的に列挙されています。

禁止されている事項は、核兵器その他の核爆発装置の「開発」「実験」「生産」「製造」「取得」「保有」「貯蔵」「移譲」「受領」「使用または使用すると威嚇」「援助」「奨励」「勧誘」「援助を求め、または援助を受けること」「配備許可」と網羅的であり、核兵器に関するあらゆる事項が禁止された徹底して核兵器を違法と断ずる条項となっています。

また本条約4条は核兵器の全面的な廃絶に向けた措置についてのロードマップを示しています。現在核兵器を保有する国も本条約に加入でき、4条に基づいて核兵器の廃棄を行うこととなっています。つまりこの条約は核兵器の違法性を確認するだけでなく、廃絶に向けた取り組みについても基本指針を示したものとなっています。

本条約は核兵器のない世界を実現するための通過点に位置づけられる条約ではなく、終着点までを見据えた条約と言えます。

##### ③ 核保有国が参加しなくても意義があること

本条約について核兵器あるいは核抑止論に固執する勢力（日本政府を含む）は、核兵器非保有国がいくら条約に参加しても核兵器保有国が反対する限り、このような条約は核兵器廃絶に役立たないと主張します。

しかし、国際条約は世界のすべての国や地域が締結しなければ意味がないと言えるものではありません。例えば生物兵器禁止条約はイスラエルをはじめ幾つかの未締結国があります。北

朝鮮は生物兵器禁止条約には加盟していますが化学兵器禁止条約には加盟していません。しかし世界の圧倒的多数の国の中で結ばれた上記非人道的兵器禁止条約は国際政治の中でその製造・保有・使用は違法なものとして、例え条約に加盟していなくてもこれを製造・保有・使用することを(少なくとも)堂々とはおこなえない状態となっています。加盟をしていなくても、条約に反する行為をすれば、あるいは条約に加盟していないことそれ自体で「ならずもの国家」と批判されることすらある国際的状況となっているのです。

核兵器についても同じことが言えます。本条約が発効され、核兵器が国際法上違法であると明確になれば、例え条約に加盟していなくても、核兵器の使用はもちろんのこと核兵器を保有し、威嚇(核抑止)することは「ならずもの」のする行為と国際社会から批判を浴びるような国際情勢となっていくことでしょう。恥ずかしくて核抑止論を主張することができなくなる国際社会(現在、生物兵器や化学兵器を大量に持っているとして堂々と表明することなど恥ずかしくてできない国際社会になっていることと同じ)は近い将来に実現するのではないのでしょうか。

もちろん単にこの条約が発効されることによって何の努力もなく核廃絶が実現するわけではありません。被爆者をはじめ多くの平和を願う世界の市民の声が核兵器禁止条約成立の原動力となったように、今後も核兵器禁止条約の実効性を高めるため、平和を願う諸国の市民の声が重要であると言えます。

#### ④ 核兵器禁止条約採択の原動力。

3月に行われた核兵器禁止条約第1回交渉会議は被団協事務局次長の藤森俊希氏の冒頭発言から始まり、7月、核兵器禁止条約の採択後、会議の最後に発言が求められたのはカナダ在住の被爆者サーロー節子氏でした。また会議においては市民社会の代表も国家の代表と同等の構成員として参加し、日本からも原水協や被団協をはじめ、女性団体や宗教団体、医師や法律家の団体や生活協同組合等、さまざまな分野の市民団体が参加をしました。市民社会が条約採択に向けて積極的な役割を果たしたことが、大きな特徴と言えます。

国際条約はもともと主権国家間の利害調整や互譲の産物として締結する色彩が強いものがあります。しかし本条約は、核廃絶運動を積極的に推進する中堅諸国のみならず国際的市民社会が主体的に取り組み、採択まで導いたという、成立過程に於いても画期的なものであったと言えます。

I CANのノーベル平和賞受賞はそのような市民社会の運動が評価されたものといえます。

#### ⑤ 北朝鮮における核開発。

昨年、北朝鮮によるミサイル発射実験や核兵器の実験が断続的に行われ、国際的な批判が高まっています。日本政府は北朝鮮に対する圧力を強め、核兵器廃棄を前提としなければ話合いに応じないとの姿勢を崩していません。しかし北朝鮮が核兵器を開発保持する根拠は核抑止論であり、アメリカや日本政府もまた核抑止論に依拠して国の安全保障を行おうとしている限り、北朝鮮に対する核兵器廃棄の要求に説得性はありません。

核兵器を保有しようとする国にそれを思いとどませ、核兵器の拡散を防ぐ唯一の手段は、自分たち自身が核抑止論を放棄して、核兵器の威嚇を他国に向けないことです。核兵器禁止条約こそが、現在の北朝鮮の核兵器開発に対する有効な対抗手段だといえます。

#### ⑥ 核兵器禁止の国際世論に逆行する、アメリカの「核態勢見直し」とこれに追随する日本政府

トランプ政権が2月2日に公表した新たな「核態勢見直し」(Nuclear Posture Review)は、小型核兵器の開発を行い、通常兵器による攻撃への報復にも核兵器使用(核兵器の先制攻撃)の検討を行うと明言し、さらに戦略核兵器の三本柱(潜水艦発射弾道ミサイル、陸上配備型大陸弾道弾ミサイル、戦略爆撃機)の維持・近代化を進めることとしています。また核実験についても今後必要が生じた場合は再開もあり得るとしました。

どのように小型であっても核兵器である限り、放射線を発し、環境を汚染し新たな戦争ヒバクシャを生み出す非人道的兵器であることに何ら変わりありません。小型であるから戦術核兵器として核先制攻撃もなしうるとするのは欺瞞であり、核兵器禁止条約の精神に真っ向から反するものです。平和を願う世界世論から批判の声が上がったのは当然の結果と言えます。

しかし、こともあろうに、河野太郎外務大臣はこの「見直し」を「高く評価する」と表明しました。唯一の戦争被爆国であり、世界の先頭に立って核廃絶を訴えるべき、また訴えることが世界中から期待されている日本の政府としてあるまじき、恥じるべき行為と言えます。安倍内閣のこれ以上の存続は日本国民のみならず世界平和の形成においても有害なものとなっていることが益々明らかとなっています。

## 2、安倍内閣の危険性と非核・平和日本への展望

### ① 更に深まる民意との矛盾

かねてより憲法改悪の野心を抱く安倍首相は昨年5月3日の憲法記念日において、9条1項2項を温存したまま自衛隊を9条に明記するという憲法改悪の具体案を口にしました。同時に安倍首相は教育の無償化もまた憲法に記載するという案も提唱し、連立与党である公明党のみならず日本維新の会からも賛成を得て安倍政権による改憲をタイムテーブルに乗せようともくろみました。

憲法53条に基づいて野党が要求した臨時国会の召集を政府は90日間以上放置した上で、9月に召集、その後数分で衆議院解散が行われました。安倍内閣による憲法無視、国会軽視の姿勢が露骨に現れた衆議院解散でしたが、小池百合子東京都知事による希望の党立ち上げ、前原民進党代表による希望の党への強引な合流という野党攪乱の動きや小選挙区制による民意歪曲の効果により自公政権与党は3分の2の議席を確保しました。維新の会、そして希望の党の創設メンバーも含めると改憲勢力は衆参両院で3分の2を優に超える議席となっています。国会の中だけでみれば安倍首相がもくろむ改憲は容易に成し遂げられそうにも見えます。

しかし共同通信が1月に行った世論調査では安倍政権での憲法改正に反対は54.8%（賛成33.0%）に及んでいます。また憲法9条に自衛隊を明記するという安倍首相の提案について反対は52.6%（賛成38.3%）と、世論は圧倒的に安倍首相の改憲のもくろみに反対をしているのです。同調査では内閣支持率は49.7%と高くはありますが、改憲問題について安倍首相は決して世論の支持を得ていません。憲法問題以外でも同世論調査では専守防衛に反する長距離巡航ミサイルの導入に反対が46.7%、賛成は41.7%、全原発の即時停止に賛成は49.0%で反対は42.6%と、重要政策について世論はことごとく安倍内閣の政策を支持していません。国会内では安定的な基盤を持つ安倍内閣も一歩国会から出れば、国民世論から浮いた不安定さをもっています。そもそも自民党憲法改正草案の内容を無視して、憲法9条1項2項の文言の変更をせず自衛隊の存在を明記するという「加憲」案を安倍首相が提案していること自体、自民党の憲法草案では国民の理解が得られないことを安倍首相自身認識していることを表すものです。国会内で与党は圧倒的な議席を得ながら、安倍首相は国会での審議を嫌い、国会での野党の質問時間を制限しようとしたり、首相の国会出席日数を減らそうとしています。これは安倍内閣自身が民意との矛盾を認識し、審議をすればするほど、内閣の政策が国民世論から乖離していることが明らかになることを十分認識しているからだと いえます。

平成30年度の予算案でも、防衛費は6年連続の増額で過去最高となっています。公金を大量に使って株価操作をするだけのアベノミクスは日本をますますの格差社会とし、福祉関係予算を犠牲にして、防衛費を増大させる安倍内閣の姿勢は国民生活との関係での矛盾がますます鮮明になっています。

核兵器禁止条約に対する態度も同様です。安倍内閣は平和を願う圧倒的多数の国民の願いを無視して、核兵器禁止条約に敵対し核抑止論に固執するアメリカらと行動をともにしています。

1月に日本を訪問した ICAN の事務局長が昨年12月から、安倍首相との面会を要請していたのに対して「日程の都合」を理由に面会を断っていますが、これもまた核兵器廃絶を求める国民世論・国際世論に誠実に対応しようとしないう安倍首相の政治手法を端的に表すものと言えます。

## ② 原子力発電についてのこの1年の動き

原子力発電の再稼働を加速させようとする安倍政権と国民世論との対立は益々激しくなっています。現在稼働している原子炉は全国で4基（高浜3，4号機。川内1，2号機）ですが、規制委員会は10基について、適合を出しています。しかし規制委員会は規制基準に適合するか否かを審査するのみであって、基準に適合したことが安全性を担保することにはなりません。住民の避難計画等は審査の対象外だからです。しかし政府は規制委員会が適合とした原発は安全であるとして積極的に再稼働しようとしています。安全について規制委員会も政府も責任をとらない無責任体制の下で再稼働が推進されようとしているのです。このような中で昨年12月広島高裁は伊方原発3号機の運転の仮差止めを命ずる決定を出しました。今まででも地裁レベル（福井地裁、大津地裁）では仮差止め決定は出ていますが、高裁レベルでの仮差止めが出たことは重要です。広島高裁の決定は伊方から130kmの位置にある阿蘇山の噴火による影響を考慮に入れたものですが、火山国・地震国である日本において火山や、地震の影響を考えると、全国どこにおいても安全な原子力発電の立地場はないことは明らかです。

このような情勢の中で、小泉純一郎・細川護熙元首相らが参加する原自連（原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟）は原発ゼロ・自然エネルギー基本法案の今国会提出を与野党に呼びかけました。この法案は現在運転している原発は直ちに停止し、停止している原発は今後一切稼働をさせないと明示し、2050年までに自然エネルギーの電力比率を100%にするとの目標を設置したもので、賛同するすべての政党と連携すると発表しました。小泉氏は法案の発表の際、安倍内閣では原発ゼロ政策は実現しないと明言し、脱原発の世論との関係で安倍内閣の孤立が鮮明になってきています。

他方、原発を保有する電力会社はそれぞれの原発敷地内での使用済み核燃料の保管が限界に近づいており、関西電力は青森県むつ市の中間貯蔵施設に搬入する方針を固めたとの報道が1月にありました。青森県の中間貯蔵施設は、同県の六ヶ所村で建設中の再処理工場のために作られたものですが、トラブル続きで未だ再処理工場は完成の見通しのたっていないなか、中間貯蔵施設が、最終貯蔵施設になりはしないかと青森県では不安の声が高まっています。新たに関電等の使用済み核燃料を受け入れるには、施設の改造や増設工事も必要で、関電の思惑通りに行くかはきわめて不透明です。青森県が使用済み核燃料の受け入れをしなければ、全国の原発では使用済み燃料で施設があふれ、発電をしようにもできない状態となります。原子力発電にはいかなる意味においても明日がないことは明らかであり、このような状態に目をつむり、原子力発電政策を維持し続けようとする安倍内閣は犯罪的とさえ言えます。

## ③ 日米原子力協定の自動延長

原子力発電にも関わり、今年の7月に満期を迎える日米原子力協定が自動延長されることとなりました。同協定は6ヶ月前までに当事国のどちらかが破棄ないしは再交渉の通知を文書で行わない限り自動延長になるところ、期限の1月16日までに日米双方ともこれを行わなかったため自動延長となったものです。同協定は日本が原発での使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを抽出し、再び発電に使用することをアメリカが認めたものであり、プルトニウムの抽出を認められている核兵器非保有国は日本だけであるという特殊性を持つ協定です。原子力発電や核サイクルを推進しようとする勢力にとって、このような「特権」がアメリカから認められていることはきわめて重要と言えます。その意味で協定の自動延長は核エネルギーに固執する勢力にとっては歓迎されるものかもしれません。しかし、自動延長後はいつでも当事

国の一方は協定の破棄や協議を文書で要請できるようになるのですから、アメリカから突然、通告されれば、その6ヶ月後には協定破棄がされる可能性もあります。その意味では日本がプルトニウムを抽出できるという「特権的」地位は不安定な状態になったと言えます。今後アメリカ政府からいつ、原子力協定の破棄または見直しのための再交渉の申し入れがされるかわからず、これを警戒する日本政府は、核エネルギー政策でも益々アメリカ依存、従属を強めることも十分考えられ、今後の動向には注視が必要です。

#### ④「軍学共同」を巡る動き

安倍政権は大学や研究機関を軍事研究に取り込む「軍学共同」の動きを進めています。防衛省による安全保障技術研究推進制度の予算は2017年度に於いて前年度の1.6倍となり、大学、研究機関に対する補助金を削減する中、研究財源を確保するためには軍事研究を行わざるを得ないように研究者を追い込むものできわめて問題です。2017年度の応募総数は全体としては前年度の2倍強に増えた(44件→104件)ようですが、大学からの応募は前年(23件)と同程度(22件)で採用はゼロとのこと(軍学共同反対連絡会のWEBページより)。関西大学等、教員の軍事研究を認めないとの立場を鮮明にしています。関西大学の声明では、学内教員が安全保障技術研究推進制度への応募申請することを禁止するだけでなく、他大学の申請に共同研究者として参加すること、軍事防衛を所轄する公的機関からの研究費を受け、企業からの軍事防衛目的の研究費を受け取ることをすべてを禁止するものであり、関西大学は、どのような形態であれ、軍事防衛関係の研究費を受け入れないとする、崇高な決意を宣言したものです。しかし一方で、大阪市立大学等、2016年には応募をして採用もされている大学も存在しています。

この問題について大阪では、科学者会議、大阪平和委員会、大阪革新懇によって「軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪」が設立され、地域から軍学共同反対の声を上げる運動に取り組んでいます。政府の政策により今後益々大学等の研究環境が厳しくされる中で、この問題についての市民の監視、市民と研究者との連帯はきわめて重要といえます。

### 3、戦争・平和に関する大阪での動き

憲法改悪を与党外から推進する維新の牙城が大阪であり、大阪における維新に対する闘いは全国的にも重要な課題です。

大阪においては、市民・府民の福祉や生活の犠牲を顧みず、住吉市民病院を廃院して医療空白地区をつくる政策を「二重行政の解消」という、ドグマの下強行し、ギャンブル依存症を多く生み出す危険を何ら考慮も入れず、夢洲にカジノを誘致しようとし、カジノ誘致に利用するために、理念のないままに万博誘致を市民府民不在で進めています。

平和の課題でも、従前からのピースおおさかの展示問題のみならず、従軍慰安婦像問題からサンフランシスコ市との姉妹都市の解消を昨年末大阪市長が表明し、先の大戦時における女性の性奴隷問題を日本あるいは大阪市はなんら反省もせず、開きなおる態度を示したことは、国際的に大阪市、日本の名誉を大きく損なう行為でした。

維新は昨年10月の総選挙で小選挙区では大阪の3選挙区でしか当選できず、退潮傾向が明らかとなりましたが、大阪においては地方議員や首長において大きな影響力を有しており、今後の大阪における平和や非核を求める活動に大きな否定的要因となっています。

## 第二 2017年のおもな活動

### 1、核兵器廃絶をめざすとりくみ

#### ① 宣伝署名活動

府下各地で行われる6・9行動並びに、国連核兵器禁止条約交渉会議第一会期に呼応した署名宣伝行動(3.25)、国連での核兵器禁止条約署名開始に呼応した「平和の波行動」(9.20)、国連核兵器廃絶国際デー(9.26)に参加するとともに個人の日常活動を通しての署名に取り組んだ。ヒバクシャ国際署名は、非核大阪の会として集約している。署名宣伝行動には、2016年、2017年の意見広告ポスターをプラスターにして活用。

#### ② 国民平和大行進・原水爆禁止世界大会など

原水爆禁止世界大会・広島大会(8.6)に小掠由佳常任世話人、長崎大会には谷本事務局員をそれぞれ代表派遣(8.7~9)し、長崎での非核の会の献花(8.8)には北野雅博常任世話人と事務局が参加した。4月に結成された今年の国民平和大行進大阪実行委員会に参加(結成総会4.13)するとともに、昨年に引き続いて牛山事務局員が府内通し行進者の一員として参加(6.30~7.7)、また、河南コース、泉南コース、泉北コース、大阪市内コース、北河内コース、北摂コース、網の目コースなどには世話人や常任世話人、事務局などが毎年参加している。3.1ピキニデー(2.28~3.1)や「海外代表と語ろうピースインおおさか」(8.1)、国連軍縮週間のつどい(10.28)、関西原水協学校(2018.1.27~28)などにも常任世話人、事務局等が参加した。

#### ③ ノーモア・ヒバクシャ訴訟

裁判の傍聴(計13回)及び支援の会が行う各種集會に常任世話人、事務局が参加し、また、弁護団の一員として当会事務局長が積極的な役割を果たしている。

#### ④ 北朝鮮の水爆実験(9.3)に対して抗議文を送付した(9.4)

#### ⑤ 国連における核兵器禁止条約交渉会議に不参加を表明した日本政府へ抗議文送付(3.30)

#### ⑥ 核兵器禁止条約・ニューヨーク行動(6.15~6.20)に大勝地平常任世話人を代表派遣。壮行会(5.27)には事務局長メッセージ。

#### ⑦ ヒバクシャ国際署名推進・大阪の会発足(12.18)

参加団体の一員として、第1回懇談会(10.23)、第2回懇談会(11.21)、発足総会(12.18)に参加。発足総会の参加者150名。今後、会の特質を生かした活動を模索する。

#### ⑧ 米政府が公表した新たな「核態勢見直し」(NPR)に対して抗議文を送付するとともに、それに追随する日本政府にも抗議文を送付した。(2.10)

### 2、自治体の非核平和施策

#### ① 恒例の「非核平和施策についてのアンケート」を実施・集約し7月号ニュース(抜粋)とホームページ(全項目)に掲載し活用した。

#### ② 寝屋川市(9.17)及び高石市(10.4)との自治体懇談会を実施。

#### ※参考

大阪での世界平和首長会議加盟は、2017年1月1日現在、33市9町1村の全43自治体。また、日本非核宣言自治体協議会加盟は、2017年9月21日現在、13市2町である。

### 3、非核の政府実現めざす大阪の取り組み

#### ①見学会、戦跡ウォークなど

○京大原子炉実験所見学会

今年も、原子燃料工業熊取事業所見学会及びオフサイトセンターの施設公開も実施された。今年も団体として申込みを行い18名（内、初参加者は13名）が参加。交流会を行った。

（4.1）新入会者1名

#### ○戦争の傷あと銘板めぐり第2シリーズ・戦跡ウォーク

今年から、第2シリーズとして、文学博士の森田敏彦先生のガイドで戦跡ウォークを企画。第1回目（6.17）は、「1945年6月の大空襲の跡をあるく」をテーマに淡路から長柄橋周辺を巡り、参加者は21名（内初参加9名）。第2回目（12.2）は、「国民を戦争に駆り立て、戦争に抗う」をテーマに大阪城公園内外周辺を巡った。参加者は18名（内初参加5名）。楽しい交流の場にもなっている。

#### ②学習・啓発活動

##### ○放射線量測定器の活用状況

今年度も引き続き、放射線量測定器の貸出しを行い、イベントでの測定等に活用された。（8.11及び9.11）。

#### ③田辺模擬原爆投下犠牲者追悼の集い

広島に投下された原爆と同じ大きさの模擬原爆（パンプキン爆弾）が投下された東住吉区田辺模擬原爆追悼のつどいは、今年も多数の市民が参加して行われた（7.26）。近隣の小・中学校からの参加者と参加校は年々増え続けている。200名以上が参列。

#### ④意見広告ポスター

8月初旬より取り組み、11月28日に完成。

今年の意見広告ポスターは「国連核兵器禁止条約は世界の流れ被爆国として日本政府はただちに調印せよ」をスローガンに、国連核兵器禁止条約発効推進の一助とするため取り組んだ。賛同者は団体320件、個人1513人で、賛同数は、団体は過去最高、個人は昨年を上回り前進。活用が始まっている。

### 4、「ピースおおさか」をめぐる維新の策動とのたたかい

「ピースおおさかの展示に府民・市民の声を実行委員会」の一員として実行委員会（4.25、6.6、8.22、11.7、1.30）に参加。ピースおおさかを正常に戻すための活動に参加している。

### 5、非核の大阪湾関連

今年度、米艦船の大阪港への入港はなかった。

### 6、非核の会関連

- ①第32回全国総会（7.15）
- ②原水爆禁止世界大会で、非核の会の献花（8.8）に参加
- ③近畿交流会（11.18）滋賀の会引き受けて開催。

### 7、他団体との協力共同など

#### ①原発ゼロの活動

なくせ！原発再稼働反対！3.11大阪大集会&パレード（3.11）に参加するとともに各種学習会（7.8、9.30）に参加した。

#### ②戦争法廃止の闘い

総がかり行動や共謀罪反対などの各種集会（3.3、3.8、3.25、4.16、5.3、5.21、6.16、7.29、11.3）、学習会に参加するとともに、ニュース等で啓発活動を行った。

- ③「軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪」が発足（5.13）、大阪革新懇・科学者会議大阪支部・大阪平和委員会の呼びかけで「大阪で軍学共同研究を許さないために」（3.17）開催され参加するとともに、軍学共同いらない！市民と科学者のつどい（5.13、8.19）に常任世

話人、事務局が参加した。

- ④府下の各団体の集会や行事(計 30 団体 40回)に参加、総会・定期大会への参加(2 団体)若しくは連帯のメッセージ(14 団体)を送付、また、大阪母親大会、からほりピースフェスタ、アートフェア等の賛同広告・祝賀広告に協力(7 団体)、

## 8、運営

- (1) 第31回年次総会(2017.2.25)

記念講演：国連核兵器禁止条約交渉開始にあたって、いま果たすべき私たちの役割は  
原水爆禁止日本協議会代表理事 高草木 博氏 42 名参加  
運営要綱の一部改正を行った。

- (2) 常任世話人会議 毎月 1 回、計 12 回。出席者はそれぞれ 7~17 名前後であった。

時宣にかなったテーマでの学習会(日米原子力協定とは)を拡大常任世話人会議(6.26)として開催。広く参加を募り、世話人・常任世話人だけでなく、多数の参加を得た。

- (3) 事務局会議 毎月の常任世話人会議の間に計 12 回。

- (4) ホームページ アクセス数は、現在(2.13) 14,670 件。

アドレスは、<http://hikaku-osaka.jp/>。フェイスブックに“いいね!”の反応多数。  
府下自治体の非核・平和施策の集約を全て掲載。意見広告ポスター、ニュース、「非核と科学」シリーズ講座や戦跡ウォークの様態なども掲載。新たに、ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟の裁判日程、スマートフォン用QRコードを作成し掲載(6.26)して、スマートフォンでも閲覧できるようにした。

- (5) ニュースは、奇数月に 1 回、計 6 回発行。7 月号は非核・平和施策の抜粋掲載

- (6) 会計監査は 2 月 9 日に行った。

- (7) メールアドレス変更 プロバイダーの変更に伴い、メールアドレスの変更を実施  
hikaku-osaka1986@kind.ocn.ne.jp

## 9、その他

故長尾正典元常任世話人を偲ぶ会(11.12)が開催され、事務局長、常任世話人、事務局が出席した。



## 第三 非核・平和をめざして (案)

### 1、国際的課題への取組

- ① 国民平和大行進、原水爆禁止世界大会など、全国的・全府的規模の集会、ヒバクシャ国際署名等の各種署名運動に引き続き参加する。
- ② 本年は核兵器禁止条約の発効が期待される年であり、日本国政府に対して核兵器禁止条約締結を求める運動や、同条約に関する国際的な運動に連帯・参加する。
- ③ 東北アジア非核地帯設置、「北東アジア平和協力構想」など、非核兵器地帯の拡大・充実を進める運動、平和の地域共同体めざす運動に参加する。

### 2、憲法改悪阻止と民主主義を守る取り組み

- ① 憲法改悪を阻止するため、国会においてそもそも憲法改悪発議をさせない論説や、戦争法廃止、立憲主義の回復の論説を「非核大阪の会」のニュースなどで行い、キャンペーンを展開する。
- ② 民意を大きく歪める小選挙区制、政党助成金、特定秘密保護法、共謀罪の廃止を求める運動を強める。

### 3、「原発ゼロ」にむけた取り組みと原子力・核兵器に関する科学的知識の啓発

- ① 大阪府民の立場に立った原子力や核兵器に関する科学的知識の啓発普及に取り組む
- ② 京都大学原子炉実験所見学などへの参加を呼びかける。
- ③ 当会保有の放射線量測定器のさらなる活用を進める
- ④ 日本の潜在的核抑止力の野望と関連付けられた原発の本質に留意し、人間と環境の致命的破壊につながる原発を廃止する運動に取り組み、他団体と連帯する。
- ⑤ 今年自動延長がなされる日米原子力協定の今後の動向を注視する。

### 4、戦跡ウォーク

戦争の傷あと銘板めぐり&清掃ツアーが2巡目となるため、これを発展させて戦跡ウォークを、年2回のペースで行う。会の活動を知っていただくために新たな参加者を迎え入れると同時に以前より参加してきた人にも、あらたな発見があり、学習となるような企画にしていく。

### 5、大阪の非核化の取り組み

- ① 自治体からも信頼を勝ち取っている自治体非核平和施策アンケートを継続し、集約した内容を大阪府民にとどまらず日本と世界に紹介する。自治体や各団体との懇談をつよめ、大阪の非核化を進めるために連携する。
- ② 核兵器搭載艦船の大阪港入港、オスプレイの大阪・近畿への持ち込みに反対し、非核神戸方式を守り、これを大阪港で実現させ、大阪湾を非核化する運動を進める。
- ③ 府下自治体の日本非核自治体協議会や平和首長会議への参加を進めることに協力する。  
また各自治体における平和施策の充実を求める。  
他府県に比べ遅れているヒバクシャ国際署名の首長の署名を進めるよう訴え、自治体議会における、核兵器禁止条約への日本政府の参加要請決議が大阪府で進むよう促す。
- ④ 「ピースおおさかに府民・市民の声を実行委員会」の一員として戦争加害責任展示の廃止などに反対し、真の意味での戦争と平和の資料館にするよう奮闘する。
- ⑤ 東住吉区田辺に模擬原爆が投下された事実や背景、被害の実態などを普及する。全国各地の同様の運動と連携する。

## 6、ノーモア・ヒバクシャ裁判支援

引き続き、原爆症認定訴訟を支援するなど、国家補償に基づく被爆者援護の実現に努める。

## 7、意見広告ポスター

誰もができる核兵器反対の意思表示の手段として定着している当会の意見広告ポスターへの取組を、今年も実施・拡充する。

## 8、他団体との懇談会・共同

大阪の会を構成する民医連など主要団体や反核医師の会などとの懇談をすすめる。

大阪に「原爆の灯」を灯す運動を幅広い視点で、引き続き探求する。

「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶署名をひろげる大阪の会」に協力し、国際署名を広げるための啓蒙活動を行う。

各種平和友好団体の諸行事には可能な限り常任世話人が出席する。

## 9、組織・財政

ニュースの隔月発行・常任世話人会の毎月開催を引き続き継続する。

常任世話人での学習会を時宜にかなったテーマに沿って行うなど充実したものにする。

紹介リーフレットを作成する等、会員の募集を積極的に進める。

新たな事務局員を募集する等事務局体制の更なる強化を図る。

ニュースは、常任世話人や、当会と関係の深い団体からの投稿を積極的にお願いして内容の充実を目指し、また速報性やデジタル化についてさらに検討をする。

ホームページの充実を図る。

## 10、月別の活動スケジュール（現時点で判明している主なもの）

- 3月 3.1ピキニデー（2.28～3.1）
- 4月 京大原子炉実験所（4月より「京大複合原子力科学研究所」に改名予定）の一般見学会  
自治体非核平和施策アンケート発送
- 5月 意見広告ポスターテーマ検討 戦跡ウォーク
- 6月 全国の会 第33回総会（6.30）  
国民平和大行進（6.30～7.7）  
自治体非核平和施策アンケート集約
- 7月 意見広告ポスター取り組み開始、田辺模擬原爆追悼のつどい（7.26）
- 8月 原水爆禁止世界大会、自治体の非核行事の見学・交流
- 9月
- 10月 意見広告ポスター完成予定、国連軍縮週間（10.24～3.1）のつどい
- 11月 近畿交流会（兵庫の会引き受け）
- 12月